我が国の高等学校政策に関する考察(2)

一大阪府の地元集中受験運動を題材として一

加藤 誠之 1 (1高知大学人文社会科学系教育学部門)

A Study on Japan's High School Policy (2): Taking Osaka Prefecture's "Campaign of Intensive Trial for Entrance into Local Public High Schools" as an Example

Masayuki Kato¹

¹Education Unit, Humanities and Social Science Cluster, Kochi University

Abstract: In this paper, the author considers the "campaign of intensive trial for entrance into local public high schools", which began in 1969 in Osaka Prefecture. After WW II, Japanese high schools adopted the small school-district system, which assigned students the high school to enter. However, people attempted illegal border-transgressive entrance into prestigious high schools and undermined the system. The campaign aimed to protect the system by teachers' movement. Nevertheless, it violated the right of students and parents to choose high schools, which is recognized as a natural right today. Hence this campaign was criticized and abolished by 1996.

キーワード:公立高等学校,小学区制,大阪府,地元集中受験運動 Key Words: public high school, small school-district system, Osaka Prefecture, Campaign of intensive trial for entrance into local public high schools

第1章 学校選択の自由と学区制

『学制百年史』によれば、GHQ は我が国の新制高等学校発足に際し学区制・男女共学制・総合制を強く主張した 1) (注 1). ここで言う「学区制」は小学区制を指す. これは子ども及び保護者の学校選択の自由を否定する制度である. 確かに、学校選択の自由は子ども及び保護者の権利である. 例えば、Universal Declaration of Human Rights (世界人権宣言) は Article 26 の 3 で、Parents have a prior right to choose the kind of education that shall be given to their children (親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する)と定めている(注 2). また、いわゆる旭川学力テスト事件(事件番号:昭和 43 (あ) 1614) の最高裁大法廷判決(1976 年 5 月 21 日)は以下のとおり判示している.

…(前略)まず親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあらわれるものと考えられるし、また、私学教育における自由や…(中略)…教師の教授の自由も、それぞれ限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である(後略)…

しかし、親の持つ「学校選択の自由」も無制限ではない。兼子仁は以下のとおり述べている2).

… (前略) ほんらい公立学校は、地域のすべての子どもの学習権を一せいに均等な条件で保障しようとする学校制度なので、そのために学校選択の自由が制約ないし否定されることは承認されなければならない。がんらい学校選択の自由は、子どもの学習権保障の実質を持つべきもので、現実の学校格差のなかでいわゆる有名校をめざしてはげしい受験競争を行なうことのみを意味するような学校選択の自由は、子どもの学習権をよく保障しない実質のものと言いうるのではなかろうか。

ところで、以上のことは新制高等学校にも妥当するであろうか。我が国の新制高等学校は義務制ではなく、「地域のすべての子どもの学習権を一せいに均等な条件で保障」することを目指していたのではなかった。しかし、我が国では、新制高等学校をこうした学校として確立しようとする運動(高等学校全入運動)が行われてきた、この運動の理念は粟津龍智の以下の言葉に示されている3).

高校教育のねらいは、新しい技術をもって新しい社会に働けるうでまえと知恵を形づくることにある。つまり、全人的生産人の教育である。したがって高校教育はすべての子どもに解放されなければならない。高校教育はやがて義務教育にならねばならない。全員入学制はこの義務化までのひとつの段階である。また、ほんものの高校教育、すなわち全人的生産人の教育は、特別の能力がなくても、だれでもうけられる教育である…(中略)…つまり、高校教育はその本質からいって全員入学制となる…(中略)…全人的生産人の教育はほんらいみんなの教育である。みんなの教育であるからには、高校に小学・中学と同様きちんとした小学区制が必要である。この小学区制では、高校の学校差をなくするよう努力するのである…(中略)…こうしてはじめて子どもたちはもよりの高校で平等な教育をうけることができる。ここでは一部の学校に入学志願者が殺到するようなことはないのである。したがって一部の特権意識をもった高校などでてこないのである。

粟津によれば、新制高等学校の教育はすべての人に「新しい技術をもって新しい社会に働けるうでまえと知恵」を形作る「全人的生産人の教育」であるから早晩義務教育になるべきであり、高等学校全入制度はそのための一過程である。それゆえ、高等学校全入運動では学校間格差と競争を排除するため、高等学校でも小学校・中学校と同様の小学区制が必要であると主張されるのである。

第2章 小学区制に対する民衆の抵抗一越境入学について一

第1節 我が国の越境入学に関する史料

しかし、我が国の民衆は高等学校の学校間格差及び受験競争を是認し、いわゆる名門校への越境 入学を試みてきた、本節では、管見の限りで収集し得た越境入学に関する各種史料を挙げる。

(1) 東京都

東京都千代田区は、進学校として知られる東京都立日比谷高等学校を擁する越境入学の多発地域であった。東京都教職員組合編『東京の教育白書』(東京都教職員組合,1958)は当時の「もぐり入学」の実情について「もぐり入学の比率」と題する以下の表(本稿では表1とする)を掲載している 4) (注3).

表	1	4	\ *	n	λ	学	O	比率	
200		U	`	–			٧,	ν	

区名	校名	もぐりの割合	区名	校名	もぐりの割合
千代田区	1区 九段中 429		豊島区	目白小	41%
	麹町中	40%		時習小	23%
	一橋中		渋谷区	大向小	21%
	今川中 .	27~35%	大田区	山王小	25%
	錬 成 中		港区	愛宕中	21%
				青山中	31%
文京区	誠之小	26%	新宿区	四谷第二小	27%
	二中	24%			
	六中	34%			

また、明石礼子(「東京文京区本郷主婦の会副会長」)は、1958年11月18日付け朝日新聞「巧妙化す『越境入学』―教委に注意うながす―文部省」と題する記事で以下のとおり語っている(注 4).

文京区立誠之小学校のかつてのモグリ入学はひどかった。一クラス七,八十人にもなって,教室はギュウギュウ詰めでどうにもならなくなってしまった。それで自治団体,文化団体がいっしょになり対策にのり出した。一軒一軒回って歩いて登録先にならないよう頼んで歩いた。数年間の運動が実っていまでは一クラス五十人台になった。役人が本腰を入れ,地元の人が積極的になったら解決できる問題と思う。寄付金をとるなどもってのほかである。

同記事は「東京をはじめ各都市での有名校へのモグリ入学はすでに公然の事実となっており、一部ではもぐり入学に対して寄付金さえとっている」と記載している。この件については 1966 年~1968 年にかけて、「不適正な区域外就学の規制措置について」という題で以下の五つの文書が発出されている。これらの文書は Reiki-Base インターネット版の東京都教育例規集(内容現在 2021 年5月14日)に掲載されており、発出者の名前は明記されていない。しかし、1966 年4月28日付け

朝日新聞に掲載されている「越境入学お断り一都教委が近県に協力を依頼一」と題する記事には「東京都教委は二十七日、都内の公立小、中学校に近県から"越境入学"してくる児童、生徒を締出すため、埼玉、千葉、神奈川、茨城の各県教委教育長に対し、小尾都教育長名の文書で協力を依頼した」、「都教委ではさる一月末『越境入学禁止』の教育長通達を出して帰省に乗出している」と記されている。これが以下に挙げる文書に当たると思われる。

①1966年1月27日付け41教学学発第28号(各区市町村教委教育長あて)

不適正な区域外就学は、各区市町村教育委員会において教育計画を立てるうえで重大な支障となるばかりでなく、正常な義務教育の発展を阻害するものであり、一方、児童生徒のためにも過剰収容、遠距離通学等から生ずる多くの障害により教育上好ましくない結果を招来するものであります。 / こうした観点から本都教育委員会は、これまで数次にわたって就学事務の正常な運営について通達し、貴職におかれても、努力されているところでありますが、その実態は、依然跡を絶たない現状であります。 / かかる情勢にかんがみ、本都教育委員会は、昭和四〇年四月「東京都区域外就学対策協議会」を設置し、不適正な区域外就学の防止対策について協議検討を委嘱し先般別添のとおりその実態と対策について報告を得たものであります。 / ついては、下記事項に御留意のうえ、重ねて一層の御配慮を願います。 / なお、各区市町村においても相互に緊密な連絡をとり、実効のあがるように本通達ならびに別添報告書の趣旨を十分に生かし実施されるようお取り計らい願います。

記

- 一 正規の手続きを経ない区域外就学は、絶対にこれを認めないこと.
- 二 学校教育法施行令第九条に定める隣接する区市町村教育委員会間の協議に基づく区域外就学に ついては、適正な基準等を設け、実情に即した措置を講ずること。
- 三 区市町村教育委員会が、正規の手続により区域外就学を承認した場合においても、その保護者から委託金、教育寄附金などその名称のいかんを問わず金銭を徴収してはならないこと。
- 四 集団住宅の建設など、社会増等による一時的な教室の不足その他特別な理由がある場合を除き、都が定める当該年度の学級編制基準を厳守し、いやしくも不適正な区域外就学を是認することにより、過剰収容、学級増加等を招来することがあつてはならないこと。
- 五 住民登録制度の正確を期するため、住民登録法第三〇条の規定による事実の調査に万全の措置 が講ぜられるよう、住民登録事務を所轄する区市町村の関係機関とも十分連絡をとり、かつ協 力体制を強化すること。
- 六 住所地をいつわつて、架空の住民登録を行なうなどの方法による不適正な区域外就学の事例を 発見した場合には、関係機関と連絡のうえ適切な措置を講ずること、
- 七 区市町村教育委員会においても、それぞれの実情に即した実効ある対策を、より具体的に検討 し、今後とも適正な就学事務の実施に努めるため、区域外就学対策委員会等を設けることが望 ましいこと、
- 八 管下,各小,中学校に対して不適正な区域外就学が児童生徒の教育指導,学校経営の面からも 好ましくない実情にあることから,教育委員会と一体となり不適正な区域外就学の防止に努め るよう適切な指導を行なうこと.
- 九 管下、各小、中学校のP・T・Aをはじめ各種団体および広く住民に対しても適正な就学について、周知徹底をはかるとともに、義務教育の正常な運営について協力を求めること。
- ②1966年1月27日付け41教学学発第28号(公立小・中学校長あて) 昭和四○年四月都に設置された「東京都区域外就学対策協議会」から先般別添のとおり、その実

態と対策について、本都教育委員会あて報告書が提出されました。/もとより義務教育における就 学事務については、設置者である区市町村教育委員会の事務でありますが、各学校においても当該 教育委員会と協力して、不適切な区域外就学の防止につとめるようお願いします。

③1966年4月27日付け41教学学発第262号(埼玉、千葉、神奈川、茨城県教委教育長あて)

本都においては、これまでも不適正な区域外就学の規制について種々努力してきたところでありますが、なお、十分な効果をあげることができず、教育計画を立てるうえに重大な支障となつております。区域外就学は、児童生徒にとつても遠距離通学、過剰収容等から生ずる結果が教育上好ましくないことはもとより、義務教育の運営を阻害する幾多の支障を招来しております。/本都教育委員会は、かかる事態の解消を積極的に推進するため、昭和四〇年度において、「東京都区域外就学対策協議会」を設置し、その実態と対策を検討したところ、都外から不適正な区域外就学該当児童生徒数は約一万一千人に及んでおり、この数は、全都の区域外就学者数の内で、小学校約二〇%、中学校約三二%に及んでおります。/しかも、これらの就学については、そのほとんどが学校教育法施行令第九条の規定に基づく協議により正式に承認されたものではなく、架空の住民登録によるものであると考えられます。/ついては、都教育委員会としては、管内各区市町村と一体となって、更に強力に不適正な区域外就学の規制を行なう方針でありますので、貴職におかれても、本都の意とするところをご賢察のうえ、貴管下各関係機関はもとより地域父兄に対しても、この趣旨の徹底方について、よろしく御指導ご協力をいただけますようお願いいたします(後略)…。

④1966年11月17日付け41教学学発第660号(各区市町村教育委員会教育長あて)

このことについては、既に貴職においても十分配慮されているところであるが、都教育委員会では、都立高等学校の入学者選抜にあたつて、「居住関係調書」ならびに「保護者の住民票(抄本)」の提出等、一連の改正を四二年度から実施することになつた。さらに四三年度からは、その応募資格に「志願者と保護者の同居」を原則とすることを明らかにするなど、対策の推進に努めている。/しかしながら、多年にわたつて習慣化された違法な就学方法を正常化するには、なお強力に、義務教育段階から不適正な区域外就学に対する規制措置を講じて行くことが必要である。/ついては、さきに通知した東京都区域外就学対策協議会報告書および昭和四一年一月二七日付四一教学学発第二八号による通達の趣旨に沿つて、今後とも就学事務が適正に行なわれるよう、貴教育委員会の決意と善処方を重ねてお願いする。

⑤1968年1月25日付け43教学学発第32号(各区市町村教育委員会教育長あて)

このことについては、さきに昭和四一年一月二七日付四一教学学発第二八号及び昭和四一年一月一七日付四一教学学発第六六〇号をもつて通知したところでありますが、貴職の特段の御努力により、その成果はかなり顕著なものがあると見受けられます。/しかしながら、なお十全の成果を見ることができず、このことが区市町村の教育行政計画に少なからず支障をきたしているものと思われ、一方、児童生徒に対しても教育上好ましくない影響を及ぼしているものと考えられます。/この問題については、あらゆる手段をもつて積極的にかつ継続して是正をはかる必要がありますが、このほど住民基本台帳法の施行に伴い就学事務の一部が改正されることになりましたので、これを契機として新たな手段により教育的配慮をもつて、不適正な区域外就学の防止に努力されますようお願いいたします。/ なお、都教育委員会としてはこれに関連して下記のように考えますので是正措置にあたつて御考慮願います。

- 一 学級の許可にあたつて、その基礎となる児童生徒の中に明らかに不正の手段による在籍者が含まれている場合にはこれを除外して認可するものとする。
- 二 保護者及び児童生徒の特別な事情により学校教育法施行令第八条又は第九条の規定に基づき指 定校の変更又は、区域外就学を認める場合にあつては児童生徒の身体的理由交通事情等の真に 止むを得ない場合に限つて認めるべきものであること。

しかし、東京都では以上のことにもかかわらず、越境入学が横行していた。東京都教育庁総務部 庶務課編『昭和53年度連絡事項』は「東京都教育委員会では、これまで就学事務の適正な運営につ いて指導し、相当の成果をあげてきたが、なお十分とはいえない現状である」と述べている5).

なお、1977年10月29日付け朝日新聞記事「越境"日本一"やっと返上へ一千代田区教委一」によれば、千代田区では「人口が郊外に流出して過疎化が進み、本当の区内居住世帯だけでは児童、生徒が定員に満たず、学校を縮小しなければならなくなる恐れ」があり、学校関係者の間では内々で「越境を"歓迎"する空気」もあった。それゆえ、同区では「長年にわたり越境の実情が公表されず、区関係者の縁故などによって、半ば公然と越境が受け入れられてきた」という。また、朝日新聞社編『いま学校で』(5)は「茨城県 Q市の新興住宅地」から「千代田区立 X中」に通う中学 2 年生 A君 (12歳)に関する記事を掲載している 6)(注 5)。彼は午前 5 時 45 分に起床して午前 6 時 35 分に自転車で家を出発し、電車を乗り換えて 8 時過ぎに X 中学に着いていたという 7)。こうした生活は以下に挙げるとおり、A 君の生活に深刻な影響を及ぼしていた 8)。

他県から東京の千代田区立 X 中に通う A 君たちが、いちばん疲れたのは、入学したての「昭和] 五十年の新学期だった. /始業式の日に早くも, 三, 四人が貧血で倒れた. 一週間目, 転任する先 生を送る離任式では、二十分ほど校庭に立っている間に、全校で二十人の生徒が倒れた、うち十三 人が新一年生で、ほとんどは越境入学の生徒だった、保健室に運ばれ、慣れぬラッシュの疲れを訴 えた、このほか、列の後ろでしゃがみこんだり、担任の教室へ連れ帰られた生徒もかなりいた、/ A 君自身,この時期はかなり疲れた.特に,課外クラブのテニス部の練習がある日はどうしようも なく疲れ、茨城県の自宅につくと、食事もとらず布団に倒れ込んだ、朝、ゆり起こされてもなかな か起きられず、宿題も電車の中でやった、六月中旬、担任と相談して退部届を出した、 茨城、 千葉 県から一緒に通う十一人の二年生の仲間のうち,クラブを続けているのは,美術部に入った松戸の E 君一人. 九人は最初から無理だと入らなかった. /初めのころは、車中で気持ちが悪くなってひ き返したり、途中の駅で休んで遅刻する子も、かなりいた./A 君も一度、貧血を起こした、朝寝 坊して,すきっ腹にコーヒーだけ流し込み,いつもは自転車で十五分かかる道を六分ですっ飛ばし た、列車に飛び込むと同時に目の前が真っ暗になり、顔から血の気がひいた、あわてた仲間が席を かわってくれ、五分ほどじっとしていると落ち着いた。/いまのところ、十一人の仲間はおおむね 健康だ、貧血も起こさないし、あまり病気もしない、が、金曜日はとても疲れて、早く家に帰りた いと思う. いつも疲れている様子の同級生も二, 三人いる.「背中が痛い」としきりに言っていた級 友は,生徒会役員に選ばれてしまい,入院の予定を投薬に切りかえ通学している.

(2) 埼玉県

埼玉県浦和市(現さいたま市)は、進学校として知られる埼玉県立浦和高等学校を擁する越境入学の多発地域であった。1977年4月30日には浦和地方裁判所(現さいたま地方裁判所)で、越境入学者を本来の学区に戻す行政処分に関する裁判(事件番号:昭和52(行ク)3)の判決が下されており、これに添付されている「申請の理由に対する答弁」には以下のとおり記されている(注6).

越境問題については、浦和市教育委員会の厳重な防止対策・指導にもかかわらず、近接他市等からの違法な区域外就学児童・生徒(以下「越境児童等」という。)が跡を絶たない状況である。昨年度において浦和市立小・中学校四十七校を通じての越境児童等は、推定一七〇〇人程度と見込まれていた。このうち市域の中心部に位置する浦和市立高砂小学校(以下「高砂小」という。)及び同校の在校生が進学する浦和市立岸中学校(以下「岸中」という。)における越境児童等の状況は、次のとおりであった。

であり、誠に驚くべき状況であった。両校とも市街地の中心である商業地域を学区としており、統計的にも学区内の人口はここ十余年の間減少傾向を示しているにもかかわらず、児童・生徒の数だけは年々増え、昭和五十年四月において高砂小の場合、保有する特別教室七室のうち五室を普通教室として転用し、児童増に対処したという全く異常な事態をむかえた。このため正常な教育環境を維持するため地域住民・PTA等から越境児童等に対する是正対策を早急に講ぜられたい旨再三にわたり指摘・要望されていた。勿論これらの越境児童等は浦和市内の他校或いは他市町村においても見うけられるところであるが、このように多数が特定校に集中している例は全国的にも極めて希である。

(3) 富山県

『富山県教育史』下巻によれば、富山県では 1948 年 9 月に高等学校を再編成し、「各高校の三年生以外の生徒は指定された学区内の地元高校に登校することとなった」⁹⁾. 同書の別の箇所には「昭和二三年九月以来厳重な小学区制を実施し、自由通学制が認められなかった」という記述も見える¹⁰⁾. しかし、同県の民衆も以下に挙げるとおり、小学区制に強く抵抗した¹¹⁾.

再編後の学校では予定される人数を完全に受け入れるべく,八月中に準備したものの,学校間の格差は容易に崩せなかった.各地区の中心校がそのまま,温存されたため,新しい校風の樹立は困難であった.ことに,せっかく伝統ある旧中等学校に通学していたところを,住居に近い町の高校に移ることを余儀なくされた生徒の不満は,かくしきれないものがあった.加えて,総合制・男女共学制が採用されているため、生徒の学力格差が著しかった.

そのため、同県では「九月十三日の開校を前にして、転校を忌避する生徒の寄留による住所変更があいつぎ、「都市部への集中、とりわけ旧制中学校を母体とした高校への集中が激しかった」¹²⁾.

(4) 京都府

京都府教育委員会調査統計課は、1954年に発表した文章で以下のとおり述べている13).

この年 $[= 昭和 27 \, 4]$, 学区の再編成が行われた一方、新しく行われた措置は不正入学の取締りであった。これは旧来の学校のもつ校風伝統に対する愛着や学校差観念から、学区制を無視して特定学校へ入学しようとするもので、これは学区制実施以来跡を断たなかったものである。そこでこ

の年は夫々の中学校を通じてこのような不正入学の行われないよう充分警告し、その指導に当ったのである。併し、いよいよ実地調査の段階に入ると七〇名を越える者が住所不正申告の疑いを受けなければならなくなった。

(5) 山口県

本田正信(豊田前中学校長)は、1954年に発表した文章で以下のとおり述べている14).

さて、中学卒業後の進学志望者は、まず、家庭の経済条件、きょうだいの年齢配置などが進学の可否を決定する基盤となり、次に家庭からは生徒の能力(成績)を本体とし、適性は副次的に考えた程度で履修志望の課程をきめてくる。そこでこんな場合には学校と家庭とが協議して最後的な決定をする。いわゆる実業課程に類するものは、大部分が卒業後就職や家庭にといまるので、さほど問題とならないけれども、普通課程の大多数は更に大学進学を志そうとするものだけに、問題視されることが大きくかつ多いのである。ここで中学校は間接的なもののように一応は受取られるが、しかし実際は大学進学に直接関係のある高校と同程度いや、時にはそれ以上中学校に関連するのが事実である。率直にいって、本県[=山口県]の如く学区制をしいているところでは、中学生の家庭からいろいろ要望を持ち込むためである。すなわち、某高校は大学への進学の実績がないので、何とか他学区の高校へ入学させたい。といったようなはげしい要望で、特にこの傾向は県内でも地方農村地域の中学校に多く、年々歳々その処置に迷う仕来である。

第2節 本稿の目的一地元集中受験運動を研究することの意味一

大阪府で行われた地元集中受験運動は、教職員の運動によって小学区制を守ろうとした試みである。米津俊司は 1983 年に発表した文章で以下のとおり述べている ¹⁵⁾。

高槻においては、人口増にともない中学校卒業者のうち約六%の子どもが高校進学を断念せざるをえない状況がある。この率は今後、公立高校の増設、私学の定員等からみて高まりこそすれ、低くなることはない…(中略)…したがって、遠隔地校、各種、専修学校への進学、あるいは就職せざるを得ない子は増えつづける。このような中で、社会的に弱い立場に立たされているものが、もっとも困難な進路を選ばざるをえない。「障害」を有する子、被差別部落や施設で生活する子、在日朝鮮人の子、さまざまな理由で学力の定着が遅れている子などがこれに当たる。私たちは、このような子どもこそが高校に進学し、生きるための力を身につけていくべきだと考える。/高槻における「地域、地元高校集中受験運動」の理念は、すべての子どもが高校教育を受けるべきだし、また、その権利を持っているということであった。

米津の言葉は粟津の言葉と通底している。地元集中受験運動は公立高等学校義務化を目指した高校全入運動の帰結なのである。この運動については、管見の限りでは磯野雅治「なんで"一流高校"受けるんや一進路公開と地元集中受験運動一」¹⁶⁾(以下「なんで"一流高校"受けるんや」と略記)、大阪・15 教職員組合連絡会編『輪切りはごめんだ一仲間を結ぶ進路保証一』¹⁷⁾、阿部靖子『進路の壁をのりこえて』と略記)¹⁸⁾等教職員組合関係者の文章、門真市議会議事録での言及、新聞記事が見受けられる。しかし、研究者の論文は見当たらない。本稿ではこの運動に関する史料を概観し、この運動の限界について考察する。

第3章 大阪府の地元集中受験運動

第1節 教職員組合関係者による記録

西山喜雄は「髙槻の集中受験」と題する文章で以下のとおり述べている 19).

高槻では、進学委員会が中心となって、生徒の居住地、交通の便、高校の所在地を考えながら、地元公立高校の通学区域を独自に「地域割り」し、市内の一七の中学校に、不平等にならないよう振り分ける。この「地域割り」は生徒数の増減、高校の新設、他市からの流入といった要素で、毎年、若干修正されるが、基本的には変わっていない。いわば、ここだけ「小学区制」の入試制度を採用しているのだ。

西山によれば、「進学委員会」は「市教委、校長会、教頭会、市教組の組織代表と各中学校の進学担当者で構成」する組織で、「高槻の地元高校『集中受験』運動など、『すべての子どもに高校教育を』のセンターの役割を果たして」いたという²⁰⁾. また、西山はこの文章の別の箇所で以下のとおり述べている²¹⁾.

…(前略)地元高校「集中受験」は一九六九年秋に始まる./もともと「集中受験」は校長会の素朴な発想から始まった.全市あげての公立高校増設運動の成果として,島上高校に次いで二つ目の公立高校が新設されるのに,/「放っておけば,最低ランクの"三流校"に固定化される」/「これじゃいけない.せっかく誘致に成功した高校だから,何とかして『よい高校』に育成していかなきゃ」/と考えた./その限りで,みんな力をあわせて実現した高校だけに,父母,市民とも,だれも異論はなかった.新設決定と同時に,市PTA,校長会,進学委員会,市教組で,すんなりと「高校間格差の解消」「地元高校の育成」をめざして運動することを確認している.いわば「総論賛成」である.

更に、浦岸英雄は『進路の壁をのりこえて』所収の座談会で以下のとおり発言している22).

この地元集中の運動は、府立三島高校が私たちの長年の増設運動の結果七〇年[=1970年]に開校が決定された時点で、第六中学校分科会から高槻教組代議員会(大会に次ぐ議決機関)に「島上と新設の三島高校の二校に『集中受験』する」案が出されたところから出発したものでした…(中略)…この年(一九六九年)の十一月、中学三年生の進学指導を目前に控え、代議員会で「集中受験」の方針決定が行われました。この決定により、教組執行部は対市教委大衆団交を行ない、基本的に行政もこの運動を支持する立場に立たせました。同時に、各中学校部会はいっせいに進学説明会を開き、各担任は家庭訪問を繰り返し、子どもとの懇談を必死になって取り組んだと思うのです。「また忘れてはならないのは、この取組の中から「高槻市進学委員会」(市教委、校長会、教頭会、各学校現場、教組の代表で構成)が誕生したことです。これによって、各校バラバラに行われていた進学指導を全市的に統一して取り組む体制をつくり上げたことは…(中略)…全国的にもきわめてユニークなものではなかったかと思います。

ただし、高槻市教職員組合の執行部は、島上・三島両高等学校への集中受験について職場再討議を求めたという²³⁾.また、高槻市教職員組合によれば、「高槻・枚方などから大教組大会において、 大教組全体として集中受験運動にとりくむことが提案されてきましたが、毎年否決されてきました」、 「一五単組としては入試制度の改革は集中受験運動の拡大と強化とによってはかられるとの共通の理解の上にたち、その影響力を行使しうる第一学区~第六学区でのとりくみをすすめてきたのです」とされる ²⁴⁾. 地元集中受験運動は、大阪教職員組合(大教組)全体の取組ではなかったのである.

第2節 各種の新聞記事

大阪府の地元集中受験運動については、新聞記事も幾つか見受けられる. 例えば、1989年6月17日付け朝日新聞(大阪夕刊)は以下の記事を掲載している.

中学 3年の子を持つ門真市内の会社員(41)は「地元集中進学」に疑問を投げかけている。「子が通う中学校で保護者会があり、参加しました。そのとき、進路指導の先生から『公立高へ進学するなら、門真市内にある高校しか行かせない』という趣旨の発言がありました。(納得できず)以来、ちょっと待てといいたい日々を送っています。オール 5 の子も 2 の子も同じ高校しか入れないのです。聞けば、その高校からの進路もぱっとしないそうです。受験戦争がいけないのはわかるけど、進学先の選択権のないのも困ります。先生は生徒を高校に入れたら終わりでしょうが、親は子の将来まで考えているんですよ [.]

また、2000年11月2日付け産経新聞(大阪朝刊)は、以下の記事を掲載している.

大阪府内では昭和五十年代に、第二学区(高槻市など)や第四学区(枚方市など)で「地元集中進学指導」が問題になった。/「偏差値で学校の善しあしは決められない」などの理由で、「みんな一緒に地元の高校に進もう」とする運動。教員の指導に従わず、学力に見合った高校の受験を希望する生徒が、ホームルームなどで"きつ問"されることもあったという。

産経新聞はこの記事で、クオーテーションマーク付きとは言え「きつ問」という強い言葉を使っている。当時の大阪府の公立中学校の実態はどのようになっていたのであろうか。このことについては「なんで"一流校"受けるんや」の以下の記述が参考になると思われる 25)。

ぼくは生徒たちに「本音を吐け」と要求し続けた、そして、そこから一人一人の生徒に自己変革をかけて、生き方の問題として地元校への受験を決意させようとした。/そのためには、決定的な"場"をつくりださなければならなかった。集中受験が運動である以上、どこかで飛躍することが必要であった。そして、それはおもいがけないことからやってきた。/「私かってみんなといっしょにM高に行きたいワ。そやけど病気のお父ちゃんお母ちゃんの願いを入れて、私立のS高へ行くんや」/生徒たちが自分のかかえている"しんどいこと"をクラスの中へぶつけはじめる時、HR の話しあいの模様は一変する。/ぼくのクラスでも私学入試を一週間後にひかえたある日、「勉強会がうまくいかない班をどうするか」ということを話しあうためにはじめた HR が、前述の女生徒の訴えをきっかけに、一人一人の生徒が「なぜそのような進路を選んだのか」ということを語り、一流校志望者たちの考えを糾すという内容に転化するということが起こった。そして、その HR は三日連続して一時限から下校時まで続き、のベニナ時間にもおよんだ。

進路選択はあくまでも個人の問題である.確かに,進路指導を担当する公立中学校教員にとって, 或る生徒が家庭の事情で本来の志望校への進学を諦めざるを得ないことは大問題である.しかし, このことが、なぜ他の生徒の進路選択に直接関係するのであろうか.また、佐々木光明は非行少年 について「少年は往々にして威迫や強圧的環境の下では迎合的になったりし、誤った供述をしやすいことはよく知られている」、「取調べ時間についても、供述の任意性に疑義が生じやすいため注意が必要だと調査機関自らが認めている」と述べている ²⁶⁾. このことは非行少年に限らず、すべての少年に当てはまると思われる. 磯野の言う「三日連続して一時限から下校時まで」、「のベニ十時間」の HR は非常に強圧的な環境である. 磯野の言う「一流校志望者」はこの環境の下で、本当に自分の自由意志で発言できたのであろうか. むしろ、磯野及び磯野に同調する級友への迎合を強いられたのではないだろうか. このことを勘案すれば、「きつ問」という言葉を使った産経新聞の表現は言い過ぎではなかったと思われるのである.

第3節 門真市議会会議録

門真市議会議事録には、地元集中受験運動について以下に挙げる幾つかのやりとりが記録されている(注7).

(1) 門真市議会会議録(平成11年6月16日文教常任委員会)

- ◆亀井副委員長: それでは、地元集中のことなんですけども、96 年度[=1996 年度]の末にこれまで行ってきた地元集中をやめるということについて説明があったと思うんですが、地元集中、地元育成をやめることになった理由ですね。それから、それ以降の教育委員会としての対応をどのようにされてきたのか、お聞かせください。
- ◎金子学校教育部次長:地元集中あるいは地元育成、これにつきましては、北河内地区の進路指導連絡協議会あるいは門真市の進路指導連絡協議会の中で、努力目標や事業計画でこういった文言が用いられておりまして、約 10 年ほど前に地元集中から地元育成というように文言が変更されております。 / それから、地元育成に変わりましてからの本市の取り組みでございますけれども、本市の中学校の場合は、以前は一つの中学校から一つの高校へという取り組みをしておりましたが、3 年ほど前からは、一つの中学校から門真市内の三つの高校へという取り組みに変わってきております。 / 以上でございます。
- ◆亀井副委員長: ということは、基本的にはどこどこへ行きなさいとかということはなくなった ということなんですね。
- ②金子学校教育部次長:基本的に本市の場合はいわゆる第 4 学区に属しておりまして、制度的にも第 4 学区の学校についてはどこでも受験できると、こういうようになっております。
- ◆亀井副委員長:先ほど少し言うた生徒の場合なんですけども、学校に入って5月から6月にかけて、学校集会の中で3年生は高校へ行くか就職するか、そういう道がありますのでというふうな説明があると、そして、その後、夏休みに三者懇談が行われて、大体10分ぐらい、就職するのか進学するのか、おたくのお子さんはどうですか、君はどう思うんやという話がされて、10月に進路希望アンケートをとる。その中で、公立高校はどこどこの高校に行きたい、私学についてはどうですか、私学はどこどこへ行きたい、そういうアンケートが配られて、そしてそれに基づいて11月に三者懇談をすると、この三者懇談は、大体普通10分から15分ぐらい行われて、その子の行きたいところを決めていく、先生も生徒も親御さんもそこで、はいわかりましたという話になる。それが一般的な話ですね。/それでもまだ決まらん場合は、12月に三者懇談を行う。12月に三者懇談を行う場合は、大体40人のクラスのうちの半分ぐらいの子供が決まってない。先生の方から、決まってへんのやったらどこどこへ行かはったらどうですかと、その中で大体決まるというのが普通のバターンですね。/そして、ことしの場合は、公立へ行くんだったら3月3日から9日までに願書を出すというのが一般的な流れなんですが、私の聞いた生徒さんの場合は、11月の三者懇談で40分間

話し合いをしたと、いろんなやりとりの中で、その子供さんは寝屋川高校へ行きたいと言うたそう なんです、そうしたら先生の方が、何で行きたいのかレポートを出せと言われたと、滑りどめのた めにも私学は受けるんかと、私学を受けるんやったらこの場で決めろと、そういうふうに言われた らしいんですね、お母さんは、子供の行きたいところへ行かせたいと、/そういうやりとりの中で 40分が終わって、そして12月の三者懇談の中で教師の方から、門真高校へ行きたいんか、寝屋川 高校へ行きたいんか決めなさいと、また、その場で決めなさいと言われたそうなんですね、生徒は どっちに行くのか迷っているから保留しますと、この 20 分の中では決まらんかった./1 月に先生 の方から, もう行きたいところは決まったんかと言われた. この時点で, 先ほども言うたように, もうほとんどの生徒は決まっていた.そして,2月の中旬にまた三者懇談が行われた.それは10分 程度やったそうです.このときは,まだ決めてませんという話で終わった./そして,2 月の末に この生徒は最後あきらめて, 門真高校へ行きますと, このように言うたそうです. そのとき先生は, 寝屋川高校を受験せんと後悔せえへんかと、こう言うたというんですね、/そんなんやったらもっ と早うに、本人は何遍も何遍も言うてるんやから、さっきも言うたように、3月3日から9日、土 壇場の土壇場まで 15 歳の子供が悩みに悩んで、親は親で子供が行きたいと言うところに行かせる ために一生懸命塾に通わせて、最後こういう形になっている。こういう事実が実際に第四中学校で この3月卒業した子供の中で起こっている。先ほどのお話とは大分違うことが、現場では実際に行 われたわけなんですね. /やっぱり本人が受けてその上で滑ったんやったら、それは本人の問題や と. だれもが納得できる話です. しかし, 先ほど言われたような方針転換があった以降もこういう ことが起こっているということについては、極めて遺憾やと、こういうように僕は思うんですね. /このレポートというのをきのうも再度確認したんですけども、ほとんどの子供はこのレポートを 提出してなかったんです.ごく一部の子供のみ,先生の思っているところと違うと思われる子供に ついてレポートを書けと、こういうことはやっぱりどうかと思うんですが、このレポートの問題に ついてはどのようにお考えですか.

◎金子学校教育部次長:例えば、学級活動の時間に担任が進路指導を行いましてその後に感想文を書かせると、もちろん全員対象ですけれども、あるいは全員対象にしました進路希望調査を行うと、こういったことはよくあることですけれども、今委員からお聞きしました一部の生徒にだけレポートのようなものを書かせるということにつきましては、私どももこれまで聞いたことはございません、進路指導の中でそういった不適切な指導を行ったのであれば、是正するように指導してまいりたいと、こういうように考えております。

◆亀井副委員長:子供の将来にとっては大きな問題であり、また青春の多感な時期に自分の思いを遂げさせるということは、一生にとっても極めて大切なことですので、この問題については、ぜひ今後についても推移を見守りたいと思っていますので、教育委員会としても十分に教育的な配慮をしていただけますようにお願いしておきます。/以上です。

(2) 門真市議会会議録 (平成 18年3月22日文教常任委員会)

◆増井委員長: 高校進学の問題でありますが、長年行われていた地元集中について、近年かなり改善されたとはいえ、中学生や社会人として活躍しておられる卒業生あるいはその保護者より、その不合理性について批判の声や、強引な指導に対する不信感が今なお数多く寄せられております。その意味が理解できるのであれば御答弁をお願いしたい。

◎中野学校教育課長: 門真市における地元集中受験運動は、1970 年代に新設の公立普通科高校がたくさんできたときに、その新設校を底辺の学校にしないことを目標に、北河内進路協議会と連携しながら門真市進路指導連絡協議会が中心となって取り組んでおりました。/しかし、進路指導に

関するさまざまな価値観や意見を踏まえた論議を経て、1996年、平成8年度より組織的な取り組みは行わないことが確認され、現在では地元集中受験運動は行われておりません。/今後も、生徒1人1人がみずからの生き方について積極的に考え、目的意識を持って主体的に進路選択ができる力を育てるよう各中学校に対し指導してまいりたいと考えております。

◆増井委員長: 今, 学校教育課長の中野さんから答弁をいただいたとこなんですが, 門真市内の府立高校は3校から2校に統合されております. しかも, 1校は門真なみはや高校として専門学科扱いとなり, 地元の普通高校と言えるのは門真西校のみとなっております. 先ほども申し上げましたように, 地元集中と言って西校への進学を強制されるといった不安感が地域住民の間で出て根強く残っておると思います. /このことは, 過去の行き過ぎた地元集中に対しての反省が学校現場から謙虚な姿勢, 態度でもってきちんとした形で発信されないからだと思います. いかがお考えか, お伺いいたします.

◎中野学校教育課長:今も御答弁申しましたように、現在は地元集中受験運動は行われておらない状況でございます。各学校において、保護者と子供の意見を尊重しながら生徒 1人 1人がみずからの生き方について積極的に考えるよう、また指導してまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

第4章 おわりに

門真市議会会議録によれば、地元集中受験運動は「平成8年度より組織的な取り組みは行わないことが確認され」たという。後に田淵直は、この運動に関して以下のとおり述べている²⁷⁾。田淵は「大学を卒業後、豊中の小学校で教師として就職し、その後すぐに日教組(日本教職員組合)に加入し、「大阪教職員組合の中央執行委員長を初めとした様々な組合の役職」を担った人物である²⁸⁾。

私どもがやった地元集中運動なんかも、まあその当時はそれが一番望ましいというふうに思ってたんですが、今から考えるとやっぱり中学区制というのかな。それはもう中学を卒業して、自分が将来、どういう生き方をするかということの選択を自らする時代ですからね。やっぱり選択の余地は子どもたちにまかす必要がある。

地元集中受験運動はいかなる理念に基づいていたとしても、子ども及び保護者の持つ「学校選択の自由」の侵害であった。田淵は上記の発言によってこのことを認めたと言っていいであろう。高等学校に係る学校間格差と受験競争は、確かに過度になれば子どもの健全な成長に悪影響を及ぼすとは言え、完全に否定するわけにはいかないのである。今後の研究では以上のことを前提とした上で、現実の進路指導では学校間格差と受験競争をいかに統制していくべきかを明らかにしたい。

注

- (注 1) 本稿では、旧字体・旧仮名遣いで書かれている文章を引用する際は読みやすさを重視して 新字体・新仮名遣いに改めた。
- (注 2) 邦訳は外務省の仮訳文(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, 2021 年 8 月 21 日最終確認)による.
- (注3)表1は紙幅の都合もあってもとの表から形式を変えているが、内容は同じである.
- (注 4) この記事のタイトルは脱字(「巧妙化する『越境入学』」の「る」が抜けている)のように も思われるが、本稿では紙面のとおり記載した.

- (注 5) 中学 2 年生であれば 13 歳~14 歳のはずであるが、本稿では原典のままとした。
- (注 6) この判決は裁判所 HP>裁判例検索>行政事件裁判例集でダウンロードできる. 判時 852 号 45 頁にも掲載されている. 「申請の理由に対する答弁」は前者に添付されている.
- (注 7) 門真市議会議事録は「門真市議会議事録簡易検索 http://www03.gijiroku.com/kadoma/,2021 年 8 月 26 日最終確認)から検索できる.

引用文献

- 1) 文部省『学制百年史』記述編, 帝国地方行政学会, 1972, p.727参照.
- 2) 兼子仁, 1978, 『教育法』(新版), 有斐閣, pp.208~209.
- 3) 粟津龍智「高知県の高校全員入学制の意義」(粟津龍智編著『高校全員入学制―高知のたたかいの記録―』,新評論,1960),pp.34~35.
- 4) 東京都教職員組合編『東京の教育白書』, 東京都教職員組合, 1958, p.36参照.
- 5) 東京都教育庁総務部庶務課編『昭和53年度連絡事項』,東京都教育長総務部庶務課,1978, p.10 参照.
- 6) 朝日新聞社編『いま学校で』(5), 朝日新聞社, 1976, pp.90~94 参照.
- 7) 同上, p.90 参照.
- 8) 同上, pp.91~92.
- 9) 富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻,富山県教育委員会,1972,p.690参照.
- 10) 同上, p.733 参照.
- 11) 同上, p.690.
- 12) 同上, p.691 参照.
- 13) 京都府教育委員会調査統計課,1954,「京都市内公立高等学校通学区域について」(京都府教育委員会編『教育展望』5(1),京都府教育委員会),pp.9~10.
- 14) 本田正信, 1954, 「高校学区制に関する提唱」(山口県教育庁編『教育公報』1954年1月号, 山口県教育庁), p.38.
- 15) 米津俊司「なぜ、進路指導なのか一進路追指導協議会の取り組みから一」(大阪・15 教職員組合連絡会編『輪切りはごめんだ―仲間を結ぶ進路保証―』,現代書館,1983),pp.172~173.
- 16) 磯野雅治「なんで"一流高校"受けるんや一進路公開と地元集中受験運動一」(『月刊教育の森』 4(6),毎日新聞社,1979).
- 17) 大阪, · 15 教職員組合連絡会, 前掲書.
- 18) 阿部靖子『進路の壁をのりこえて一みんなで地元の高校へ一』, 現代書館, 1986.
- 19) 西山喜雄「高槻の集中受験」(大阪・15 教職員組合連絡会, 前掲書), p.233.
- 20) 同上, P.232 参照.
- 21) 同上, pp.235~236.
- 22) 浦岸英雄・浅尾尚史・米津俊司他「子どもと共に生きる教育実践の創造をめざして―地元集中受験運動の現状と課題―」(阿部,前掲書), pp.179~181.
- 23) 西山, 前掲文書, p.236及び浦岸・浅尾・米津他, 前掲文書, p.180参照.
- 24) 高槻市教職員組合「高校入試制度 (大教組案) に対する私たちの見解と立場」(大阪・15 教職員組合連絡会,前掲書) pp.310~311 参照.
- 25) 磯野, 前掲文書, pp.109~110.
- 26) 佐々木光明「少年警察活動」(服部朗・佐々木光明編著『ハンドブック少年法』(明石書店, 2000) 第6章「少年司法制度(2) 一非行のある少年の発見から家裁送致まで一」), p.155参

照.

- 27) 梅崎修・南雲智映・島西智輝「田淵直氏オーラルヒストリー(2)—大阪における教職員労働組合運動—」(法政大学キャリアデザイン学会紀要『生涯学習とキャリアデザイン』16(1)), 2018, p.146.
- 28) 同上, p.129参照.

令和3年(2021)10月22日受理 令和3年(2021)12月31日発行